岩内町立小学校統廃合実施方針

平成２４年５月

岩内町教育委員会

岩内町立小学校統廃合実施方針

平成２４年５月３０日

はじめに

岩内町立小学校の統廃合については、平成２３年２月に策定した「岩内町立小中学校適正配置基本方針」に基づき、小学校３校を２校とする見直しに着手しました。

これまで、新たな検討の場として設置した「岩内町立小学校統廃合検討懇談会」による協議・検討のほか、学校、幼稚園及び保育所の保護者との意見交換会の開催、更には全町民を対象とした町民懇談会の開催や意見募集の実施など、多くのご意見、ご要望を伺う機会を設けながら検討を進めて参りました。

学校保護者との意見交換会や町民懇談会等では、数多くの貴重なご意見やご要望をいただき、これらを参考に岩内町立小学校統廃合検討懇談会で存続すべき学校の評価や検討項目の考え方について検討を重ね、本年３月に検討懇談会として一定の統廃合検討方針(案)を定め、この方針案を再度、町民の皆さんの意見募集に付し、方針に対する最終的な確認作業を実施いたしました。

こうした検討懇談会の開催や意見募集の実施等により、行政と保護者、地域の皆さんと統廃合の目的や存続すべき学校評価等について、一定の共通理解を得たものと考えております。

よって、この度、岩内町教育委員会として、岩内町立小学校統廃合の実施に向けて下記のとおり方針を定めたところであります。

具体的な検討項目

■存続すべき学校の評価について
■学校の統廃合方式及び名称について
■統廃合の時期及び周知・準備期間について
■通学距離とスクールバスの導入について
　①スクールバスの必要性
　②必要な場合の導入方法等
■事前の学校交流について
■廃校となる学校の活用方法について
■児童への配慮事項について

添付資料

■岩内町立小学校統廃合検討比較表
■岩内町立小中学校適正配置の検討状況(概要)
■統廃合に伴う新たな学校区図(案)
■岩内町小学校通学距離図
■統廃合に伴う新たな学校児童数(推計)と課題等について
■学校・字別新１年生入学児童数(推計)

【存続すべき学校の評価】

《実施方針》
存続し使用する学校は、東小学校と西小学校とし、中央小学校を廃止することとする。

《検討意見等》

①存続校決定の評価

統廃合のパターンには３パターンあり、そのパターン毎に７重点検討項目と５参考検討項目について評価し、これを総合評価としてまとめ、存続すべき２校の優位度を示した。

②存続すべき学校評価

○最も優位のパターン

東小学校と西小学校を存続し、中央小学校を廃止する。

○評価のポイント

・中長期的に２校のバランスある児童数が確保出来、２クラス編成が可能である。
・２校のバランスが崩れた場合には、柔軟な学校区見直しが可能である。
・地域バランス、徒歩通学の距離、同規模な学校施設であり、均衡が取れている。

③付帯意見

・比較表にあるような数値で判断出来るものだけではなく、目に見えない部分、数字に出来ない部分の評価も重要である。
・子どもの人数の減少、校舎の老朽化からしても、今後、小中学校の建て替えが必要となり、その時には小中各１校となるという目標等を示すことも必要である。

【学校の統廃合方式及び名称】

《実施方針》

・学校名称変更については、町民意見が賛否両論あり検討懇談会で決定することが難しかったことから、引き続き検討を行う。
・検討にあたっては、学校の統廃合方式も含め新たな検討の場や町民の意見を聞きながら決定する。
・廃校となる学校の歴史が新たな学校に引き継がれ、関係書類も保存されるよう廃校となる学校に十分配慮する。
・統廃合方式が今後の準備作業に大きく影響するので、その点も十分考慮し検討を進める。

《保護者・町民の意見・要望》
・残る学校の名称を使用する。
・一度全ての学校を廃止し、新たに２校を設置する。
・子ども的には、学校名を変えてもその校舎を使用するのであれば同じである。
・統合校においても、廃校となった学校の校歌を在校生がいる期間は斉唱したりするなど配慮が必要である。
・廃校となる学校の校歌やモニュメントを残してほしい。
・学校が新しく生まれ変わったというイメージを持つようにすれば良いのではないか。

《検討懇談会委員の意見》
・廃校となる児童への配慮という観点から、新たな２校を設置することが望ましい。
・新たな気持ちでスタートと考えれば、新たな２校の校名は変えた方が良い。
・心機一転の意味からも新しい名称を希望する。（校章や校歌の変更に要する費用が莫大でなければ）
・学校名は、今のまま使用して良いと思う。
・新たな名称をつける費用対効果は少ないと思う。
・全ての児童に公平とはならないが、現行の名称で良いと思う。
・学校の歴史等は大切ですが、子どもにはあまり関係ないと思う。
・一度、全ての学校を廃止し、新たに２校となると経費的にも難しくなるため、せめて学校名を変える。

《事務局の考え方・課題》
・現在の名称は、地理的、歴史等を考慮し設定されたものであることから、既存の校名を使用したいと考えていますが、保護者、町民のご意見をお伺いし、正式に決定したいと考えています。
・学校の名称が変わることにより、校章や校歌など多くの変更作業が生じます。

【統廃合の時期及び周知・準備期間】

《実施方針》
・統廃合の時期については、学校間の引継ぎや一定の施設整備、交流事業を万全な体制で実施するため平成２６年４月１日とする。
・統廃合の時期が決定したら、直ちに町民に周知する。
・統廃合方式で新設統合になった場合は、準備期間が不足することも考えられることから、その点を十分認識し対応する。

《保護者・町民の意見・要望》
・周知期間は、それほど必要ない。
・全てが１クラス編成になるのであれば、スピード感をもって対応して欲しい。
・１年半から２年程度で良い。
・半年では短すぎる。
・施設整備等、教育委員会で準備が出来れば直ぐに対応すべきである。

《検討懇談会委員の意見》
・できるだけ早く実施すべきである。
・平成２６年度には全ての新１年生が１クラスになるのであれば、２６年度に間に合うようにしたら良いと思う。
・平成２４年度に２校の校区を明確にし、どちらの学校に子どもが通うことになるのかを周知し、スタートは２６年度が最適である。
・平成２５年度より実施してほしい。
・児童、保護者にはあまり準備期間は必要ないと思う。
・統廃合をすることは決まっており、保護者への周知もされているので、決定したら時間をかけずに進めて欲しい。
・周知期間は短くても良いが、学校間の交流する時間は必要である。
・周知期間は１年以上はいらないと思う。既に統廃合の話が保護者の間でも出されている。
・準備が出来次第早めに対応すべき。

《事務局の考え方・課題》
・施設整備には、予算手続きも必要であるため、平成２４年度後半から平成２６年度までに整備したいと考えているが、統合時期が決定すれば、この時期に合わせて対応することとしている。
・平成２６年度には、全ての新１年生が１クラス編成になるので、これが一つの目途となるものと考えている。

【通学距離とスクールバスの導入】

①スクールバスの必要性

《実施方針》
・スクールバスの導入については、保護者、町民懇談会等で配置の必要・不要の両論が出されており、費用対効果等も含め継続した検討を行う。
・存続校の決定により、通学距離が一定程度以上の通学距離対象者に対する配慮を検討する。（スクールバス以外の対応も含め）
・登下校の安全対策として地域全体での見守りのあり方の検討、更には体力増進や徒歩通学の楽しさなども児童に伝え、徒歩通学の必要性も合わせて検討する。

《保護者・町民の意見・要望》
・岩内町の場合には、スクールバスは必要ない。
・スクールバスの経費をかけなくても良い。
・冬は除雪されていない道路も多いので、冬期間だけでもバスは必要である。
・通学距離も伸びるし、登下校時の安全確保の面からもバスは必要である。
・大和から西小まで徒歩通学しており、子どもの体力的には良いと思う。

《検討懇談会委員の意見》
・規定を定め、それよりも遠距離の児童についてのスクールバスが必要である。
・低学年では、一人で歩かせると危険な時代なので、スクールバスは必要である。
・登校時間に差がありすぎるし、子どもの負担も大きいと思うのでスクールバスは必要である。
・低学年のことを考えると送迎手段があると安心である。
・登下校のスクールバスは是非導入して欲しい。
・スクールバスは、部活動や総合学習、スキー学習など多くの有効活用が出来る。
・幹線道路は除雪もされているので、徒歩通学できる距離であるし、多くの保護者は現に自家用車による送迎が行われている。
・冬期間の通学路の除雪体制が行き届いているのであれば、スクールバスは必要ないと思う。
・距離的、安全面では必要。クラブ活動をやっている子は、一度帰宅してから再度学校に戻るので、時間的にも必要な子もいる。

《事務局の考え方・課題》
・スクールバスの導入には、初期・維持の両面から一定程度の経費もかかるが、保護者、検討懇談会での導入要望も強いことから、存続校の配置により必要性も含め検討したいと考えています。

②必要な場合の導入方法等

《実施方針》
・スクールバスの運用基準については、バスの導入と並行した協議を行い、一定の基準を示すこととする。
対象距離の目安としては、2.5km 若しくは 3.0km 以上が適当と考えており、低学年児童には厳しいのではとの意見もあるが、これを一つの目安として検討を行う。
・運用基準については、他町村を参考に設定し、多くの負担が生じない検討を行う。

《保護者・町民の意見・要望》
・スクールバスは、有料となるのか。
・どの程度の通学距離から対象となるのか。
・路線バスの利用も合わせて考えてみてはどうか。

《検討懇談会委員の意見》
・スクールバスは無料とすべきである。
・対象距離は、1.5km 以上とすべきである。（1 年生には、2km は無理だと思う。）
・低学年では、1.2 ～ 1.3km 以上が対象と考える。
・導入、維持経費は、慎重に考えて欲しい。
・民間のバス会社やタクシー会社への委託でも良いのではないか。

《事務局の考え方・課題》
・スクールバスの利用は、無料と考えている。
・対象距離については、他町村の事例や保護者の意見を聞きながら設定したい。

【事前の学校交流】

《実施方針》
・今後、学校、保護者を中心とした交流事業・授業を検討する場を設け、町内統一的な交流内容を設定する。
・特に配慮が必要な児童への交流は、担当教諭も含め適切な対応が図られるよう体制整備を図る。

-

《保護者・町民の意見・要望》
・統合する学校間の合同行事を設けて欲しい。
・交流授業を設けて欲しい。
・特別支援の子どもの中には、人間関係を構築できない子もいるので、多くの時間を要し、対応して欲しい。
・子どもは、柔軟にその環境に馴染むことができるので、それ程は必要ないのではないか。

《検討懇談会委員の意見》
・多くの交流が必要である。
・様々な課外活動で他校と交流することは良いことだと思う。
・事前の交流学習や合同学習は必要ないと考える。
・授業に支障がない範囲で交流が盛んになることは賛成である。
・教育課程については、３校足並みを揃えるようなサポートが必要である。
・学級、学校運営で問題を抱えているとの話も聞くので、その事も優先して対応して欲しい。
・交流事業は必要ないと思う。
・子ども達の意見も聞いた方が良い。

《事務局の考え方・課題》
・遠足等の行事や授業の中で、どの程度まで交流・合同で出来るのか、学校とも協議し、多くの交流事業が図られればと考えています。
・授業の場合は、学校間の移動や教育課程などの課題もあります。

【廃校となる学校の活用方法】

《実施方針》
・廃校となる学校は町民に開放し、多くの皆さんが有効活用出来るよう検討を進める。
・学校は地域コミュニティとして、核となる施設であるので、検討を進める上で再度、町民の意見を聞く場を設けることとする。

《保護者・町民の意見・要望》
・廃校する学校は、町民に開放して欲しい。
・図書館や学童保育等有効に活用してほしい。

《検討懇談会委員の意見》
・無料で貸し出しできる場所を提供することにより、文化交流が盛んになると思う。
・町民体育館がないので、それに代わるように使用出来ると良いと思う。
・体育館は、町民体育館として活用し、校舎は有料で貸し出ししてはどうか。
・学童保育や様々な社会教育活動に活用して欲しい。
・使用しないで放置することは避けて欲しい。
・全町民から広く活用方法を集めて欲しい。
・廃校後の活用は、この場での検討事項ではないと考える。

《事務局の考え方・課題》
・廃校する学校の利用については、教育委員会で決定することは出来ませんが、町民の皆さんの意見を参考に有効活用したいと考えております。

【児童への配慮事項】

《実施方針》
・児童の不安解消などメンタル面に配慮した取り組みを検討する。
・障がいを持った児童等、環境の変化に順応するのに時間を要する場合は、丁寧に児童に接する。
・学校変更は、公平な基準を設け慎重に実施する。
・今後も学校、保護者、教育委員会、地域の連携が図られるよう、体制構築を図る。
※過渡期(平成２５年度）に入学し、確実に学校が変わる児童の学校変更の基準緩和については、継続し検討する。

《保護者・町民の意見・要望》
・統廃合対象児童のメンタル面に配慮すべきである。
・統廃合対象児童には、柔軟な学校変更を認めるべきである。
・統廃合対象校の先生も、統合先の学校に配置して欲しい。
・環境の変化に敏感な支援が必要な児童には、特にケアが必要である。
・子どもは順応性があるので、特に事前の交流は必要ないのではないか。

《検討懇談会委員の意見》
・多少のいじめはあるので、各校でいじめアンケートや個人対話を通し、統廃合によるいじめが生まれないよう対応して欲しい。
・児童のメンタルケアは必要である。
・カウンセラーの先生を配置すべきである。
・学校変更は認めるべきではない。
・不安をあおるような保護者の対応が問題となることが予想される。子どもにはプラス面で考えていけるように対応していくことが必要である。
・何よりも優先する問題で、心配事を考えるといくつも出て来ます。保護者、学校、教育委員会、地域が風通しの良い関係でいられるようお願いしたい。
・柔軟な学校変更を認め、また、普段から学校、保護者から子ども達に統合の話をしていくことも必要。

《事務局の考え方・課題》

・児童のメンタル面のケアについては、保護者と学校（養護教諭等）が連携をしながら対応していきたい。
・学校変更は、決められた基準に沿って運用することになるが、在学児童の個々のケースについては、学校変更の必要性を考慮し対応することが必要と考えています。
・先生方の異動についても、道教委に配慮を要望していきたい。
・課題としては、学校変更が多数となれば、学校バランスが崩れ１クラス編成になることも懸念されます。